**規約　「イイオンナ推進プロジェクト」**

この規約は、イイオンナ推進プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）が発信する情報及び本プロジェクトの目的に賛同し国内外で活動する組織（以下、支部という）とその活動、本プロジェクトの会員（以下「メンバー」という。）に関して適用される。

**第1章　総則**

●　第１条（名称）

本団体は「イイオンナ推進プロジェクト」（代表：網野　麻理（以下、甲という））と称する。

* 第２条（事務所）

本団体の事務局は以下に置く。

東京都渋谷区恵比寿４－２０－３恵比寿ガーデンプレイスタワー18F

株式会社プライムコム　内

* 第３条 （目的）

イイオンナとは、「ありのままの自分を受け入れ、強みを社会に発信できる女性」と定義する。本プロジェクトを通し、一人でも多くのイイオンナを増やし、日本を元気にしていくことを目的として活動を行う。

●　第４条 （活動内容）

（１）国内外に支部を置き、イイオンナを増やすためのイベントを開催する。

（２）１１月７日（１１０７）はイイオンナの日と設定し、社会にプロジェクトを広めていく。

（３）メンバーの自己研鑚を促すために、継続的な成長の場を提供していく。

**第２章　会員**

●　第５条（ 本プロジェクトの会員）

１：本プロジェクトの活動全体を支援する組織（以下、「本部」という）のメンバー

２：各支部の代表（以下、「リーダー」という）

　３：各支部のメンバー

* 第６条（ メンバー登録の承認）

本プロジェクトのメンバー登録は、この規約をメンバーとなる者が承諾した上、甲及びリーダーの承諾が必要なものとする。

* 第７条（メンバー登録の方法）

本プロジェクトのメンバー登録は、本プロジェクトの用意した所定の名簿に必要事項を記入する。本プロジェクトは、次の各号の一に該当する場合にメンバー登録の申し込みを承諾しないことがある。

（１）事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問わず）を申告したことが判明した場合。

（２）承諾することが、本プロジェクト活動の遂行上、著しい支障があると判断した場合。

* 第８条（メンバー登録の変更）

メンバーは、氏名・住所・連絡先等、本プロジェクトに届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出るものとする。届け出がなかったことにより、メンバーが不利益を被ったとしても、本プロジェクト及び甲は責任を負わない。

* 第９条（メンバー登録の解約）

メンバー登録を解約する者（以下、乙という）は、本プロジェクト所定の方法により届け出るものとする。この場合、既に本プロジェクトが受領した収益の払い戻し等は、理由の如何を問わず一切行わないものとする。また乙に支払いの義務が生じている場合は、その義務の消失は行わないものとする。

●　第１０条（各支部のリーダーの選任方法）

リーダーの選任は、メンバーに登録されている者の中から甲の承諾を得たものとする。

* 第１１条（リーダーの解任）

リーダー自らが甲に解任の要望を届け出る、又は第１２条、第１３条に関する内容に抵触した場合、もしくは甲がこれに相当するものと判断した場合は、本プロジェクトがリーダーを解任するものとする。

**第３章　メンバーの義務等**

●　第１２条（ 営業活動の禁止）

メンバーは、本プロジェクトを利用した営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用（以下「営業活動」といいます。）をしないものとする。ただし、本プロジェクトが別途承認した場合は、承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとする。

* 第１３条（その他 禁止事項）

メンバーは、本プロジェクトを通し以下の行為を行わないものとする。

　（１）他のメンバー及び第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する、又は侵害する恐れがある行為。

（２）他のメンバー及び第三者の肖像権、その他一切の権利を侵害する、又は侵害する恐れがある行為。

　（３）他のメンバー及び第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損、又はその恐れがある行為。

（４）他のメンバー及び第三者に不快感、嫌悪感などの悪感情を催す恐れがある行為。

（５）その他、本プロジェクトの活動と関連しないと判断される行為。

（６）本プロジェクトで取得した個人情報を、第三者や本プロジェクトとは部外者の相手に対し漏えい、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為。

* 第１４条（責任の範囲）

メンバーは、本プロジェクトの活動およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一、本プロジェクトの活動に関連し他のメンバー又は第三者に対して損害を与えたものとして、本プロジェクトに対し、損害を加えられたメンバー又は第三者から何らかの請求がなされた場合または訴訟が提起された場合、損害を与えたメンバーは、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、本プロジェクト及び甲は一切免責するものとする。

**第４章　規約違反等への対処**

●　第１５条（規約違反等への対処）

本プロジェクトは、メンバーが規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、又はその他の理由で本プロジェクトが必要と判断した場合は、当該メンバーに対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがある。

（１）規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を　　　　　　　　　繰り返さないことを要求する。

（２）メンバーが発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し閲覧できない状態にする。

（３）メンバー資格を一時停止、又は強制退会処分とする。

（４）当該措置について、本プロジェクトの裁量により事前に通知なく行われる場合がある。

●　第１６条 （本プロジェクトからの強制退会）

本プロジェクトは、メンバーとして不適当と判断した場合、当該メンバーに事前に何等通知又は催告することなく、メンバー資格を一時停止とし、又は強制退会処分とすることができるものとする。強制退会処分とされた当該メンバーは、本プロジェクトに対しての債務の一切を一括して弁済するものとする。

* 第１７条（損害賠償）

メンバーが、本プロジェクトに損害を被った場合、本プロジェクトは、メンバー資格の一時停止又は 強制退会処分の有無にかかわらず、当該メンバー（メンバー登録を解除された者を含む）に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。メンバーは、本プロジェクトが措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、本プロジェクトを免責するものとする。

**第５章　一般条項**

●　第１８条（ 個人情報の保護）

メンバーは本プロジェクトが定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

**付則**

この規約は、2014年8月1日から実施するものとする。